

てどう位置づけられるのか、家族の本質形態は核家族に求めてよいのか、などといった問題が生じてくるからである。

戦前に戸田貞三（敬称略、以下同）は家族を「夫婦、親子並びにその近親者の愛情に基く人格的融合であり、かかる感情的融合を根拠として成立する従属関係、共産的関係である」とし、さらに「夫婦、親子というような特殊な関係にある者を中心的成員とする、少數の近親者の緊密なる感情融合に基く小集団である」と規定した。しかし他方、居と食と財の共同を基礎とする近親性、共同性、日常性の要素をもつた「家に限定せられた親族の日常生活協同体である」とする清水盛光、さらには「親子、きょうだい関係と寝食を共にするという要素からなる」制度（体）であるとする人類学における中根千枝の見解に至るまで仔細にみれば多様である。

そしてこのことはまた、世帯の考え方の問題とも関連する。戸田は家族構成員を世帯主夫婦とその近親者のみとし、世帯主と共産的関係にたたない使用人や同居人は、たとえ便宜的に世帯主の家計中に加わっていても家族員ではなくたんなる世帯員にすぎないとした。しかし他方、家族員であっても就学や出稼ぎなどで一時的に他出している者は、家族員ではあっても世帯員ではないことになり、このような他出家族員の世帯を中野卓は分派世帯とよんで中心的な本拠世帯と区別した。ところがさらに、むしろ家族員は非血縁の者をも含んで差支えないとするのが有賀喜左衛門である。有賀は家族員を近親者に限定するのは民法的な発想であって、戦前の地方農村の有力な農家では養子と召使いの実質的差異が少なく、むしろ召使いは法律

一・家と家族の概念的把握

田野崎昭夫（中央大学）

家や家族の概念を規定する場合、それが家や家族の本質的性格と関連するものであるだけに容易ではない。それらは集団か制度か、世帯とどんな異同があるのか、集団であるとしても集団分類において

上の養子手続きをとらない傍系家族員とみることができるとする。

ところでもっとわが国の家族研究にとって重要なのは「家」の概念である。これについては理解は二つに大きくわかる。ひとつは家族が集団であるのに対し家は制度であるとするもので、戸田が家を戸籍上の名目的集団であるとみたのがそれで、また鈴木栄太郎が家は一つの精神であると言った理解も家を日本家族の特質を特殊なものにして社会的制度的規範から把握したからである。また家を、家屋によって家業を営み家計を共にして祖先を祀る、家連合の単位である制度「体」とする中野の見解も広くはこれに属する。

これらに対するもうひとつの立場は、家も集団であって家族集団の伝統的な日本の形態であるとする理解である。有賀は、家は典型的な日本の家族であると規定し、これを夫婦中心の家業、家産の集団としてとらえて、その文化的社会的特質を宗教、経済、法律、道德、芸術の諸契機から明らかにした。喜多野清一は、はじめ家を「家父長制的な家長権の統率する家権力の下に成立する歴史的形態」であるとしてこの立場に移っている。けれども家の問題が、わが国の從来の法的家族制度と密接に関連しているからには、法学者の見解を見る必要がある。川島武宣は「家族集団は制度として存在した」と述べて、家は擬制的血統をも含む世帯の共同とは関係のない血統集団であって、構成員の変動をこえて同一性を保持する信念と、父子血統、祖先、伝統などの尊重、所属する家による個人への評価という意識によって支えられるものであるとする。また福島正夫は、家は家屋とこれに結びついた家族の人間集団としながらも、民法か

らみると戸主権によって統轄され家屋と家名を包括した抽象的観念的な親族団体としてとらえる。

しかし、戦後の民法改正によって戸籍権統率される日本の家族制度が法的に崩れたことは、当然ながら家族の構造とイデオロギーに変容をもたらした。そしてこのような家族の変容をふまえて戦後の家族研究に提起された問題のひとつは核家族論（マードック）であった。夫婦と未婚の子女からなる核家族を最も根源的普遍的な家族形態であるとするこの立場はわが国でも多くの家族研究者に影響を与えた。例えば森岡清美は、家族を夫婦関係を基礎として親子・兄弟姉妹など少數の近親者を主要な構成員とする第一次的な福祉追求集団であると規定し、しかも家族の感情融合的性格は必ずしも必要な条件でないとし、そのアソシエーション的性格（マキーヴァー）を認めつつ、結局、家族は選択に基づいたコミュニティであるとみる。他方核家族論に対し山室周平は、未開社会における母子家族制の存在や、現代社会の家族問題の中心をなす老人単身家族、母子家族、父子家族が例外的といえぬ程の比率をもつて居る状況から、核家族の普遍性、安定性に疑問を投げ、家族の基本的最小単位はむしろ夫婦、母子、父子といったダイアド関係にあると主張している。ともあれ以上のように、家や家族の概念についての把握はそれ自体多くの問題を提起するものであって、そこでこれを踏まえて、村落における同族や親族の組織、あるいは婚姻、継承、相続、分家、隠居、葬制、墓利といった家族諸慣行に関する諸先達の実証的業績からの教示を得て、家や家族の基本的問題の検討を試みたいと思う。